

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社水機テクノス
(2) 代表者氏名 代表取締役 原 毅
(3) 住所 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号

2 指名停止措置期間 令和5年3月14日 ～ 令和5年4月13日
(1か月)

3 事案の概要

株式会社水機テクノスが、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するなどして、令和5年2月10日に関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分、並びに同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2 16（建築業法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2 16>

措置条件	期間
上記以外の建設工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該を認定した日から1か月以上9か月以内